

事業番号

2023 - 法務 - 22 - 0044

令和5年度行政事業レビューシート				(法務省)			
事業名	国際会議運営費用の分担			担当部局	大臣官房	作成責任者	
事業開始年度	昭和28年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	国際課	国際課長 松本 剛	
会計区分	一般会計						
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	ハーグ国際私法会議規程第9条、第10条、第11条等			関係する 計画、通知等	-		
政策	法務行政における国際化対応・国際協力(VI-14)			主要経費	その他の事項経費		
施策	法務行政の国際化への対応(VI-14-1)						
政策体系・評価書URL	-						
事業の目的 (5行程度以内)	ハーグ国際私法会議(HCCH)及び私法統一国際協会(UNIDROIT)は、いずれも民商法分野における国際的なルール作りやプロジェクト等を推進する国際的枠組みである。また、金融活動作業部会(FATF)及びアジア・太平洋マネー・ローンダリング対策グループ(APG)は、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策のための国際基準の策定・履行を担う多国間の枠組みとして、世界200以上の国・地域に適用される国際基準の策定と履行審査を行っている。いずれも国際スタンダードの策定に直接関わる会議体であり、これら会議体への参加は我が国の司法制度に対する信頼に直結することから、参加に伴う分担金の支出を行うことは必要不可欠である。						
現状・課題 (5行程度以内)	民商法分野においては、現在、ハーグ国際私法会議(HCCH)では、国際裁判管轄の条約作成を目指す管轄プロジェクトや親子関係・代理懐胎プロジェクトなどが行われており、また、私法統一国際協会(UNIDROIT)では、投資契約に関する法的文書の作成や排出権取引の法的問題に関するプロジェクトなどが行われる予定であり、それぞれ科学技術の発展や社会情勢の変化等に併せて国際社会が直面する法的問題の検討及び国際的に受け入れ可能な統一的な法規範の作成を課題としている。また、FATFについては、FATFで定められた国際基準の履行状況に関する審査結果が芳しくない場合、対象国の金融機関は、各国金融機関による審査が厳格化されるなど、金融取引に多大な影響が出る可能性があるところ、日本は必ずしも十分な評価を受けていないといった課題がある。そこで、各会議の運営費用を拠出することにより、国際会議に出席して意思決定段階から積極的に関与し、我が国の立場を積極的に主張する必要がある。						
事業概要 (5行程度以内)	本件事業は、ハーグ国際私法会議(HCCH)、私法統一国際協会(UNIDROIT)、金融活動作業部会(FATF)及びアジア・太平洋マネー・ローンダリング対策グループ(APG)の運用費用について日本国の分担金の支払いを行うものである。各会議の経費については、各会議内の規程により、加盟国が分担することと定められており、また、各国における分担金の拠出割合については、各会議の規程又は会議内の各国間の合意により決定方法が定められている。なお、金融活動作業部会(FATF)及びアジア・太平洋マネー・ローンダリング対策グループ(APG)の分担金については、関係省庁と支出を分担している。						
事業概要URL	-						
実施方法	その他						
補助率等	-						
予算額・ 執行額 (単位:百万円) (インプット)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度要求	
	予算の 状況	当初予算(A)	66	60	64	75	79
		補正予算(B)	▲7	▲2	-	-	-
		前年度から繰越し(C)	-	-	-	-	-
		翌年度へ繰越し(D)	-	-	-	-	-
		予備費等(E)	-	-	-	-	-
		計(F) =(A)+(B)+(C)+(D)+(E)	59	58	64	75	79
		執行額(G)	59	58	63	-	-
		執行率(%) =(G)/(F)	100%	100%	98%	-	-
		当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%) =(G)/{(A)+(B)}	100%	100%	98%	-	-
令和5・6年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算項目		令和5年度当初予算	令和6年度要求	主な増減理由(・要望額・予備費)		
	(項)	法務本省共通費			国際私法会議等分担金の増		
	(目)	国際私法会議等分担金	75	79			
		その他					
	計(A)	75	79				

活動内容① (アクティビティ)		日本の法務省が国際会議やこれに付随するタスクフォース等に積極的に参加することを通じて、諸外国・機関と人的関係を構築し、緊密なコミュニケーションを維持して協力体制を確立・維持する。刑事司法や民商事法の個別分野において、各国の実情等に関する情報を収集するとともに、我が国の立場を積極的に主張して条約等に反映させ、また国内の法整備や施策においても、国際化に即応した法秩序の維持を図る。								
↓										
活動目標及び活動実績 ① (アウトプット)		活動目標	活動指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込	6年度 活動見込
		各国国際会議等への参加実績	活動実績	回	3	4	6	-	-	
			当初見込み	回	4	4	6	9	-	
↓										
成果目標①-1の 設定理由 (アウトプット からのつながり)		あらゆる国際交渉を有利に進めて行くためには、まずもって国際会議等に参加することを通じて諸外国・機関と人的関係を構築し、協力体制を確立・維持することが極めて重要である。また、これに加え、刑事司法や民商事法の分野に関し、各国の実情等に関する情報を収集するとともに、我が国の立場を積極的に発信して条約等に反映させること、情報収集及び積極的な関与の場として活用することも重要である。そのため、各国国際会議等への参加実績を短期アウトカムとして設定した。								
成果目標及び成果実績 ①-1 (短期アウトカム)		成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度 5年度	
		国際会議における意思決定に対する積極的な関与	国際基準等に関する議論・意思決定への関与	成果実績	回	3	4	6	-	
			目標値	回	4	4	6	9		
			達成度	%	75	100	100	-		
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績		民事局及び大臣官房国際課調べ								
↓										
成果目標①-2の 設定理由 (短期アウトカム からのつながり)		我が国の意見や立場を国際基準等に反映させ、国際化に即応した法秩序の維持を図る。国際会議では、常に様々な議論や意思決定が行われるところ、積極的に参加して知見を提供するなどして貢献することがプレゼンスや信頼確保の観点から極めて重要である。								
成果目標及び成果実績 ①-3 (長期アウトカム)		成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度 -年度	
		我が国のプレゼンスや各国からの信頼を確保することで、我が国の意見や立場を国際基準等に反映する。		成果実績	-	-	-	-	-	
			目標値	-	-	-	-	-	-	
			達成度	%	-	-	-	-	-	
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績										
アウトカム設定について の説明		アクティビティ①について定性的なアウトカムを設定している理由								
		本経費は、我が国が国際会議に参加するため、国際会議運営費等の分担金を支出しているものであるが、我が国の他にも国際会議加盟国がそれぞれ分担金を支出していることから、経費が混在しているため、その成果実績について、定量的な目標の設定は困難である。また、前記のとおり、国際基準等を議論・策定する会合には継続的に参加することがプレゼンスや信用確保の観点から極めて重要であり、定量的な成果指標には馴染まない。								
		アクティビティ①についてアウトカムが複数設定できない理由								
事業に関連する KPIが定められて いる関連決定等		名称								
		URL								
		該当箇所								

資金の流れ
(資金の受け取り先が
何を行っているかにつ
いて補足する)
(単位：百万円)

法務省
63百万円

〔・国際私法会議等分担金の支払い〕



分担金

A. ハーグ国際私法会議
事務局ほか3機関
63百万円

〔・国際会議の分担金〕

費目・用途 (「資金の流れ」において ブロックごとに最大の金額 が支出されている者について 記載する。費目と用途の 双方で実情が分かるように 記載)	A.			B.		
	費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
	分担金	ハーグ国際私法会議事務局への分担金	30	-	-	-
計		30	計			
費目・用途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載						チェック

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	ハーグ国際私法会議事務局	-	国際私法会議は、国際私法に関する規則の統一を、たずさることを目的とし、これに関する各種研究、審議、調査及び条約案の作成を行っている。	30	その他	-	-	-
2	私法統一国際協会事務局	-	私法統一国際協会は、国際法の発展に寄与する目的を以て、各国の国内法が互に矛盾を有しないよう、調査研究を目的とし、国際法に関する研究を行う。特に、私法の法文化を調査することを目的とし、私法の分析に於ける法文化の調査、私法に関する条約案の作成を行っている。	16	その他	-	-	-
3	経済協力開発機構事務局	-	OECDは、加盟国間の経済発展の促進を目的として、加盟国間の経済的・社会的な問題を調査し、その結果を加盟国に報告し、報告に基づき政策提言を行う。OECDは、加盟国間の経済的・社会的な問題を調査し、その結果を加盟国に報告し、報告に基づき政策提言を行う。OECDは、加盟国間の経済的・社会的な問題を調査し、その結果を加盟国に報告し、報告に基づき政策提言を行う。	11	その他	-	-	-
4	アジア・太平洋マネー・ローンダリング対策グループ事務局	-	APGは、マネー・ローンダリング対策グループ（APG）は、アジア・太平洋地域におけるマネー・ローンダリング対策の推進を目的として、加盟国間の経済的・社会的な問題を調査し、その結果を加盟国に報告し、報告に基づき政策提言を行う。APGは、加盟国間の経済的・社会的な問題を調査し、その結果を加盟国に報告し、報告に基づき政策提言を行う。	6	その他	-	-	-
支出先上位10者リスト欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙3】に記載							チェック	